

～厚生労働省からのお知らせ～

コロナの影響で勤務時間が減りお困りの労働者の方は 休業支援金を申請できます

- ◆ コロナの影響により休業（時短勤務、シフト削減を含みます）させられた労働者の方で、事業主から休業手当の支払いを受けることができなかつた方に、国から支給する「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下、「休業支援金」）があります。
（中小企業については令和2年4月以降の休業、大企業については令和3年1月8日以降（令和2年11月7日以降に時短要請等を発令した都道府県はその要請の開始以降）及び令和2年4～6月の休業が対象です。）
- ◆ 要件に該当すると思う場合には、遠慮なく申請してください。
 - ・労働保険に加入していなくても申請は可能です。労働局から事業主に対して労働保険成立手続きについて働きかけます。
- ◆ 休業支援金の支給を申請する際、事業主の協力を得て書類を作成すれば、審査が早く進みますので、事業主に相談してください。
 - ・事業主に協力いただくことは、休業の事実について確認するための書類の作成などで、金銭的な負担はありません。
 - ・事業主が不安を感じている場合は、「事業主の皆様へ～厚生労働省からのお願い～休業支援金・給付金の申請にご協力ください」（HPに掲載しています）を提示するなど、ご活用ください。
- ◆ 事業主に協力してもらえない場合でも、そのことを書類に書けば申請できます。
- ◆ 休業支援金制度の趣旨を踏まえると、一般的に従業員が休業支援金の支給申請やその相談をしたことのみを理由として、解雇や雇止め、労働条件の不利益変更等を行うことは不適切であり、労働契約法に照らして無効となる場合等があります。また、業務上の合理性なく仕事を与えないことなどは、職場におけるパワーハラスメントに該当する場合があります。休業支援金の申請に関連して職場のトラブルなどがあれば、総合労働相談コーナー（※）にご相談ください。
 - ※ 全国の都道府県労働局や労働基準監督署などに設けられており、解雇、雇止め、配置転換、休業手当の未払い、いじめ・嫌がらせ、パワハラなどのあらゆる分野の労働問題について、ワンストップで相談の受付等を行っています。
<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>
- ◆ 休業支援金の申請には期限があります。早めに申請しましょう。
 - ・詳しい要件や申請方法などは、厚生労働省HPへ
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>
 - ・お電話でのお問い合わせはコールセンターへ
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
電話 0120 (221) 276 ※月～金 8:30～20:00（土日・祝日 8:30～17:15）